

業務連絡

2021年5月31日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.25

2021年5月26日、新大阪日之出会議室において「申」第31号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

JR東海労幹関西地「申」第31号
2021年3月30日

「96A、非常ブザー扱い」に関する申し入れ

3月18日、のぞみ96号、品川駅発車時にJRCP社員による「非常ブザー扱い」があった。しかも、運転士と車掌長及び後部車掌が連絡電話にてUSB扱いの対応をしている間に、JRCP社員が非常ブザーのリセットを行った。

今回の「非常ブザー扱い」は、JRCP社員が非常ブザーリセット後に車掌長に連絡しており、運転士が非常ブザー扱いを知ったのは、品川駅発車後であった。

JRCPのマニュアルでは「非常ブザーリセット後」に車掌長に連絡するとなっている。これでは、今後も同様の事象が起きる可能性があり安全上問題であると考えます。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

1. 3月18日、のぞみ96号、品川駅発車時にJRCP社員による「非常ブザー扱い」事象について、時系列で明らかにすること。

【会社回答】2021年3月18日11時18分、96A品川駅発車前、11号車No.4側引戸に30代男性旅客の左腕が挟まったため挟まれを現認した車掌長がUSBを扱い、運転士に連絡した。また、車内ではSG（パーサーの職名）の指示により近くにいたワゴン担当が非常ブザーを押下した。後部車掌は駅からの緊急開扉合図によりUSBを引きドア開扉を実施し、運転士に連絡した。その後、旅客の号車を確認したSGは非常ブザーを復位した。11時19分、運転士は車掌長及び後部車掌より事象が解消しUSBを復位した旨の連絡を受け、緊急ブレーキリセットを行い列車を起動させた。列車は品川駅を1分遅発した。品川駅発車後、SGよりグループ通話にて非常ブザー扱いを行っていた旨の報告があり、運転士、車掌長及び後部車掌は非常ブザー扱いがあったことを知得した。

2. JRCP社員による「非常ブザー扱い」があり、運転士と車掌長及び後部車掌は「非常ブザー扱い」の事象を知ったのは、品川駅発車後であった。その原因と対策を明らかにすること。

【会社回答】本事象ではSGがマニュアルに定められた扱いを行わなかった為、運転士及び車掌長、後部車掌は品川駅発車前に非常ブザー扱いを知得することが出来なかった。当該SGに対しては、箇所にて適切に指導していると聞いている。

3. JRCP社員の「非常ブザー扱い」のマニュアルを明らかにすること。

【会社回答】JRCPの全乗務員に配布している（鉄道輸送安全作業マニュアル）には非常ブザーを扱った場合、必ずそのことを車掌（長）に報告する旨の記載がされている。

4. J R C P社員の「非常ブザー扱い」のマニュアルに問題はないのか、会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】本件事象にかかわる事についてマニュアルに不備はなく、安全上問題ないと考えている。

5. J R C P社員の「非常ブザー扱い」のマニュアルでは、「非常ブザーリセット後に車掌長に連絡すること」になっているのか、明らかにすること。

【会社回答】3項の回答と同じ。

6. 5項の取扱いマニュアルでは、安全上問題であるとする。この取扱いを「非常ブザー扱い後、直ちに車掌長に連絡すること」に変更すること。

【会社回答】4項の回答と同じ。

7. 「非常ブザー扱い」時、運用指令は、列車を特定できるのか明らかにすること。

【会社回答】本件事象にかかわる部分についてマニュアルに不備はなく、安全上問題ないと考えており、運用指令にかかわる事について詳細を明らかにする考えはない。

8. 移動禁止の指示で「駅等で停車中に非常ブザーが扱われたとき」、運用指令が列車を特定できるとすれば、運転士に対し「移動を禁止する」指示をすること。

【会社回答】7項の回答と同じ。

(若干のやりとり)

組合：J R C Pのマニュアルに変更がないことは間違いないのか。

会社：本事象の前後でマニュアルを変更したとは聞いていない。

組合：非常ブザーリセット後に車掌長に報告するとなっていたのではないのか。

会社：非常ブザーを扱った時に報告するとなっている。

組合：間違いないか。

会社：J R C Pの全乗務員に配布しているマニュアルに記載されている。

以上